

整理番号：9－1

提言題名：「投票手帳」の発行について

**【提言要旨】**

菓局の「おくすり手帳」如く各選挙投票時にもらう「投票確認書」の代わりに、一部の公共団体がすでに発行している「投票手帳」の発行を取手市も検討していただきたい。

市長選、市議会議員選挙、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選、県議会議員選挙、及び全ての補選時に利用可能です。

取手市は低投票率が続いています。選挙人の自覚をうながし、市側としても、個人の投票状況を時系列的に分析できると思います。

個人情報とのかねあいもあり、「選挙手帳」をみて、投票をうながすのは不可能ですが・・・

投票率向上への一案と思います。

茨城県において投票率1位をめざすことを望みます。

(令和7年10月 受付)

**【回答要旨】**

選挙手帳につきましては、平成25年に岐阜県の関市が全国初となる選挙パスポートというものを発行し、以降全国的にも広がりつつある選挙啓発手法の一つであると承知しております。

選挙管理委員会は、公的な機関として厳格な政治的中立が求められる組織であることから、「選挙手帳」の内容についても特定の政党に有利・不利にならないよう、公平性を確保できるよう、慎重に検討をする必要があるものと認識しております。

また、現行制度においては、投票履歴を市側が記録する制度もなく、投票行動の記録を行うことは、投票の秘密、投票の自由を損なう可能性もあることから、選挙人の投票状況を分析する予定はございません。

しかしながら、投票率を向上させることは選挙管理委員会の重要な役割と考えております。「選挙手帳」の導入については、今すぐにとは考えておりませんが、今後先進地における導入状況やその投票率への影響、そういったことを調査研究し、多角的な視点から投票率の向上に向けた策を検討してまいりたいと思います。

(総務課 令和7年10月回答)